

月30日まで実施しております。
申請期限が近づいておりますので、未申請の方はご活用ください。

■対象児童

平成17年4月2日から令和5年9月30日までに生まれた子ども

■支給対象世帯

次のいずれかに該当

- ①道内で対象児童と同居している世帯
- ②道内で対象児童だけで構成する世帯
- ③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯

■支給品

支給対象世帯ごとに、次のいずれか一つ。

- ①商品券
- ②電子クーポン
- ③北海道米セット
(いずれも8千160円相当分)

■申請期間

9月30日(土)まで

■申請方法

電子申請または郵送申請で直接、北海道の「北海道お米・牛乳子育て応援事務局」へ申請してください。

電子申請の場合は、専用ホームページから申請してください。



電子申請は
こちらから

■お問い合わせ

北海道お米・牛乳子育て
応援事務局コールセン
ター

☎011-350-7371

江差道路事務所から町民の皆様へ

道路上（歩道含む）に物件を設置するには、道路管理者の許可（道路占有許可）が必要です。

道路管理者の許可なく設置した物件は「不法占有物件」として行政指導の対象となり、罰則既定の適用や設置物件を道路管理者が撤去（撤去費用は設置者負担）する場合があります。

道路占有許可申請についてご不明な点（申請方法・占有する物件の規模など）がございましたら、左記の窓口までご相談いただきますようお願いいたします。

※法令・許可基準により許可できる物件が定められており、

立看板やのぼり旗など許可が受けられない物件もあります。

■道路占有許可申請の窓口

〒049-0025

檜山郡江差町字泊村172番地

北海道開発局函館開発建設部

江差道路事務所

■お問い合わせ先

☎0139-52-0107

函館開発建設部からのお知らせ せー一般国道228号白神防災事業について

令和5年4月に防災事業として「一般国道228号白神防災」が事業化となりました。

一般国道228号白神防災は、福島町字吉岡から松前町字荒谷を結ぶ路線の落石等による特殊通行規制区間の解消を図り、道路の安全な通行の確保を目的とした延長7.4kmの防災対策事業です。

現地測量等による規制を行う場合がありますので、周辺通行の際は御注意願います。

引き続き、役場等の関係機関とも協力しながら、事業を進めて参ります。

※パトロール等により、気象や現地の状況等から判断して

危険が予想される場合、事前に通行規制を行う区間

■お問い合わせ先

函館開発建設部道路計画課

☎0138-42-7618

